

第 1890 回 定例研究会報告要旨（5 月 21 日）

農業収入安定化のための施策について

——保険方式と積立方式——

吉井 邦恒

1．農業収入の変動状況と安定化施策に関する分析について

本報告では、農林水産省「農業経営統計調査」の 5 年間継続対象農家の個票データ（95～99 年，2,854 戸）を用いて、農業収入の変動状況の分析指標を提案するとともに、農業収入安定化対策として保険方式と積立方式を適用した場合について試算を行った。これらの概要は次の三つにまとめることができる。

第 1 に、農業収入 DI（前年に比べて農業収入が増加した農家数の割合から減少した農家数の割合を引いたもの）を用いると、平均農業収入が前年を上回っていても農業収入 DI がマイナスとなる場合があり、平均農業収入と農業収入 DI を組み合わせることによって、農業収入の変動が農家や農村地域に及ぼす影響をより実態に即して把握できると考えられる。

第 2 に、保険方式として三つの収入保険モデルを作成して、それぞれについて金額被害率（保険金÷収入保証額）を期間 10 年のシミュレーションにより求めた。品目別収入保険については品目間でかなりの差があり、米や酪農では 9 割保証でも金額被害率は低いが、麦、大豆、施設野菜ではかなり高く、9 割保証で 12 % から 14 % となっている。水田作物に着目した米・麦・大豆の複合方式収入保険の金額被害率は、個別に品目別収入保険に加入した場合に比べてかなり低くなる。これは、収入ウエイトが大きく金額被害率が低い米の影

響が大きいためである。農家単位農業収入保険の金額被害率は 9 割保証でも 3 % 程度にとどまっている。

第 3 に、NISA タイプの積立方式の場合、拠出率を高めて口座への拠出額を増加させても、一部の農家で口座残高が枯渇して必要な額を引き出せなくなる一方、引出の必要性がない農家の積立金を累増させてしまう可能性がある。

2．アメリカ・カナダの農業経営安定対策をめぐる状況

5 月に成立したアメリカ新農業法では、経営安定対策として、直接固定支払いや価格支持融資が拡充されるとともに、新たに変動緩和型支払い（CCP：Counter - Cyclical Payments）が導入された。CCP は現在の生産とは結び付かないタイプの支払いで、98 年度から 4 回実施された市場損失支払いと同様、直接固定支払いに上乗せされる形となっているが、価格動向に応じて自動的に発動される点に特徴がある。WTO 協定上、仮に CCP が非産品特定の黄の政策として de minimis の 5 % 条項で削減対象除外にされたとしても、支払額の水準によっては de minimis 条項が適用できなくなることも考えられる。このようなことから、新農業法の下で、アメリカは WTO 協定による AMS の約束限度を常に意識せざるを得なくなるのではないかと考えられる。

カナダでは、新しい農業政策の枠組みの合意に向けての検討が進められている。新しい枠組みは、食料の安全性と品質、環境、再生、科学と技術革新、経営リスク管理の五つの柱から構成される見込みである。このうち、経営リスク管理に関する見直し事項では、セーフティ・ネット・プログラム間の重複関係、NISA の所得安定化機能等が論点となっている模様である。